

平成26年第4回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年12月8日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成26年12月11日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	平成26年12月11日午前10時32分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不応招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 11名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	5 番	脇 山 伸 太 郎 君		4 番	池 田 道 夫 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	池 田 則 子 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	右 寺 直 樹 君		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
	税 務 課 長	青 木 敏 治 君		住 民 福 祉 課 長	松 本 恵 一 君	
	保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	中 山 昇 洋 君		生 活 環 境 課 長	小 山 康 人 君	
	教 育 課 長	井 上 新 吾 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	中 村 大 輔		議 会 事 務 局 係 長	山 口 照 明	

平成26年第4回玄海町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年12月11日 午前9時開議

日程1 一般質問

平成26年第4回玄海町議会定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
11番 藤浦 皓君	1. 町の基幹産業である農業経営の安定化対策について	町 長
	2. 避難計画の信頼性について	町 長

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、発言を許します。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

おはようございます。きょうは久しぶりに一番乗りでこの席に着かせていただいております。1番とはいえ、1人なんで、そういうことになってしまっているんですけども、一般質問をとにかく毎たび欠かすことなくやっていこうということで取り組んできております。きょうは町の基幹産業である農業経営の安定化対策についてということで、まず、その点から入っていきたいと思います。

近年、農村が全国的に疲弊していく中で、米の値段が異常な暴落で米農家を落胆させています。秋田県のJA全農あきたこまち1等米で60キロ当たり概算金、生産者手取りの目安になるものですが、昨年11,600円が今の状況では8,500円に下落している、このような状況にある米生産者の窮状を鑑み、党秋田県委員会と議員団は農民連とともに協力し、県知事への要望とともに、9月議会で政府や県に緊急対策を求める意見書の採択を働きかけ、秋田県議会を初め、秋田県内16市町村、64%の議会で可決し、提出されています。また、島根県では、稲作経営安定緊急資金の無利子の融資、償還期限5年以内など、対策がとられているということでもあります。これ以外にも、全国的にはいろんな自治体でこのような動きが始まっています。

生産費を割り込むような米の価格では、大規模経営ほど打撃は大きくなります。マスコミでも低米価になって担い手を直撃して規模拡大にもブレーキという記事も見られますが、そうした農業の将来に希望を持って取り組もうとしている若者たちの夢を失望させることになりかねません。

玄海町の将来のためにも町として何らかの対策が必要と思いますが、町長はこの点についてどのようなお考えをお持ちなのか、また、対策をとられようとされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦皓議員の生産者米価下落への対策についてのお尋ねについて御答弁を申し上げたいと思います。

平成26年産米につきましては、北海道から関東地方までは作況が平年並み以上となりましたけれども、東海地方より西の地域では日照不足や低温などの影響で作況が落ち込みまして、全国の作況指数は101でありますけれども、主食用米の収穫量につきましては前年より30万トン少ない788万2,000トンと見込まれているところでございます。

また、佐賀県につきましては、作況指数が92、収穫量は前年より7,700トン減少をいたしまして、12万1,400トンとなったところでございます。玄海町におきましては、玄海地区共同乾燥施設の集荷状況でございますけれども、前年より12トン少ない851トンとなっております。

先ほど申し上げましたように、収穫量につきましては前年より減少する見込みであります
が、農家への概算金も全国的に大きく引き下げられて設定されているところでございます。
価格のばらつきはございますが、前年の概算金と比較をしまして、60キロ当たり2千円から
3千円引き下げられている状況でございます。その要因としましては、1人当たりの米消費
量が減少をしていることや前年産の民間在庫が多くて作柄もいいのではないかということが
早くから報じられていたことから、全国のJAでは概算金を前年より大きく引き下げて設定
されているようでございます。

佐賀県の主要品種であります夢しずくにおきましても、前年対比で60キロ当たり2千円引
き下げられ、8千円の概算金となっております。JAからつにおきましても、一般のコシヒ
カリ、これは上場産以外でございますけれども、前年対比で60キロ当たり1,300円引き下
げられ、10,700円となっております。上場産コシヒカリにつきましては前年対比で1,500円引
き下げられ、11,000円の概算金になっておりまして、上場産コシヒカリは他産地の米と比較
をしても、まだまだ競争力があるのではないかと感じておるところでございます。

しかしながら、全国的に概算金が引き下げられているのは事実でありまして、国としまし
ても農家の経営安定のために、平成26年産米の生産者に対して、農林漁業セーフティネット
資金の貸し付け当初1年間の実質無利子化を打ち出したところでございます。

また、概算金の追加払いにつきましても、販売の見通しが立てば速やかに支払いをするよ
うに、全国のJAに11月14日付で国から通知が出ておるところでございます。

国の経営所得安定対策には、販売収入が一定の水準を下回ったときに減少額の一部を補填
する収入減少影響緩和対策、これは通称ナラシ対策でございます。これにつきましては、現
時点で補填金が支払われるかどうかはわかりませんが、下落した価格の一部が補填さ
れる可能性がございます。

米の直接支払交付金につきましても、交付金額的には今年度から10アール当たり15千円か
ら7,500円に引き下げられましたが、12月15日までに支払いを完了するように通知が出され
たところでございます。それに伴いまして、JAからつ及び唐津市、玄海町、佐賀県などの
行政機関、それから、東松浦農業共済組合並びに土地改良区などで組織をいたします唐津東
松浦地域農業再生協議会や本町でも支払いの手続が完了したところでございます。

町としましても、何らかの対応を考えるべきではないかとの御意見でございます。

生産者米価が下落をした部分の農家への直接的な補填は考えておりませんが、農業

経営の運転資金や機械の導入資金につきましては、玄海町元気1・2・3産業振興資金が利用できますので、この資金を活用していただければと考えておるところでございます。

また、機械利用組合を組織し、水稻作付面積や受益戸数などの採択要件をクリアすることができれば、県単独事業のさかの米・麦・大豆競争力強化対策事業での機械整備ができますので、大いに活用していただいてコスト縮減を図り、農業経営の安定につなげていただければと考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

ただいまの説明では概算金についてお話があったんですけども、概算金ではなくして、ここにある資料の中では首都圏のスーパーなどでの米の価格ですね、直接消費者の手に渡る段階での値段というのがここに幾つか例を示されているんですけども、仮に5キロ1,200円だった場合に、2つで2,400円なんですけれども、そうすると、14千円ぐらいになるでしょうかね。それから、結局、概算金というのは生産者手取りのほうですから、中間に卸業者、あるいは小売業者の手数料が入っていくわけなんです。だから、かなり引かれてくるということで、現に市場でそういう値段なんです。ですから、今後、本当に上がるという期待が持てるのかどうかということです。

かなり昨年の備蓄米というのがあって、その処理がおくれたために一つはこういう結果になったんじゃないかという指摘もあるわけなんですけれども、いずれにしても農家の手取りが少なくなる。そうすると、資材の支払いもできなくなると。さっきいろんな措置がとられて、融資とか、そういうものがあるということなんですけれども、融資というのは無利子ではあっても、また返済しなければならないわけなんです。それだけの余裕が現実的に農家に出てくるかという問題ですよ。非常にことしは厳しいと。今の値段では資材の支払いもできない、滞ってしまうと。翌年度に残れば、さらにこれが来年また暴落したときに安くなれば、そういう結果になると。全体として国内の経済が低迷状態ということで、その価格の復活というか、そういうものに本当に期待ができるのかという一面があるわけですね。

ですから、この際、やっぱり農家の立場を考えて、いろんな機関に働きかけて、例えば、農協が30キロか、60キロか、それに対して1千円とか何百円とか、そういう形の助成措置を

やっている、やろうというところもありますし、現実に県内でもやっぱり一番農業を基幹産業としている自治体の中からはそういう取り組みをし、要望していくべきじゃないかというふうに思うんですけども、やっぱりそこまで考えてひとつ取り組んでいただきたいと思いますんですけども、その点についてはどうなのか、もう一度伺います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、るる藤浦議員さんからお尋ねが再度ありましたけれども、先ほども御答弁させていただいたように、国、県、それから私ども玄海町も含めて、先ほど答弁しましたような形で一生懸命努力をさせていただきながら、農家の皆さんがやる気の起きる産業につながっていくような対策は、その都度その都度でしっかりと考えながら対応していきたいというふうに思っております。

もちろん藤浦議員おっしゃっていただいたように、流通の中での米の価格でございますから、この価格については、先ほどからおっしゃっていただけるように、動きというのは必ず出てまいります。それについては順次、やはり私どもも対応を考えながら対策を練っていききたい。

先ほど申しあげました対策については、国、県と相談しながら、私どもでは、例えば、町の元気1・2・3産業振興資金等々、それから、機械利用組合も上手に利用していただければ、これは県と連携をして私どもとしては助成ができるという形をつくっておりますので、ぜひ御利用いただけるようにですね。それから、加えて役場のほうにも御相談に上がっていただくように、今後、対策を講じていきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

町独自の対策といえば、1・2・3の貸し出しですね、そういうものを利用してくれと。機械利用組合でもそれなりの助成措置も考えていくということなんですけれども、そうじゃなくて、米そのものが安いと。結局、所得がここですたっと落ちていくんだと。その上に何を背負っているのかと。貸し出しはするぞと言われても、今の状態でそれだけの余裕が果たして農家にあるのか。やっぱり多少とも現金で何とか償いがつくような形の方法はないのか。

今の段階では、流通状態が今後どのような形で価格が変動していくのか、そういう面も見きわめた上でやってもらいたいと思うんですけども、これから先、そういう状況が続くとすれば、やっぱり特別な考えで取り組んでいただきたいというふうに思うんですね。

だから、玄海町だけであるというのも、これは無理かもしれません。ただ、農協とか、自治体とか、県とか、そういうところでやっぱり一定の範囲で持ち合った助成の仕方というのが研究されてもいいんじゃないか。よそではそういうこともやられておりますし、その点をやっぱり将来的にはそういう状況が生まれればやれる、何とか取り組んでみようという意思表示はひとつしていただきたいと思うんですけども、そういう方向で取り組むだけ取り組んでみるということですね。どうでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

町としては、先ほど答弁しましたような対策を組ませていただいておりますし、先ほども答弁しましたけれども、随時そういう状況に対応しながら、私どもとしては対応を組んでいきたいと思っておりますし、当然、それぞれ農家の皆さん個々でまた事情は違うかもしれません。そういった場合については、先ほどこれも申し上げましたように、役場のほうにでも相談に上がっていただければ、対応策をまた違う形でお考えはできるかもしれません。ただ、今、藤浦議員さんおっしゃっていただいたように、1戸に対して現金でそれを助成するというのはなかなか大変なことですので、そういったことではなくて、先ほどから申し上げたような対策、それに加えて町のほうで、相談に上がったときに、その相談なりに対応していくということで私どもは考えていきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

制度的な形で補償をするという形ですよ。個々の農家に一々立ち入った形じゃなくして、町に対してこういうふうな面で助成してもらいたいとかという、それは希望はそれぞれあるかもしれません。しかし、全体的に作況指数のことも言われたように、かなり低い面もあるし、一時、長雨で相当な被害もあっておると思うんですよ。そういう面も考慮しながら、ああ、やっぱりこれは実際にはここまで農家も厳しい状況に追い込まれているんだと、全

体的にですね。私たちのように個人的に消費者と直接取引をしているのは、それなりの一定の価格でやっておりますので、私たちは個人的にはそういう面があります。しかし、全体としてやっぱり制度としてやらなければならない事態が起こったときには、そこはしっかり思い切ってやるべきだと思うんですね。そのことをしっかり要望しておきたいと思います。

次に、今の世の中というのは格差社会で、その広がりでも日常生活の中でも人間関係においても豊かさや思いやり、そして、温かさなどが薄れてきているように感じられます。そして、それは単に精神的な側面だけではなく、生活の基盤をなす労働や経済力の低下に起因するのではないかというように勝手に思っております。国内の状況を見ていると、貧富の格差は大きな社会問題になっています。それがますます拡大の傾向にあります。ある新聞の報道によると、アベノミクスの2年間で資産を100億円以上ふやした大株主は、わかっているだけでも100人以上になっている。そして、預貯金や株式などの純金融資産を1億円以上持つ富裕層は2013年には100万7,000世帯に達し、2011年比で24.3%ふえたと報じています。

このような情勢の中で、農業分野においても新自由主義に基づく競争原理と規制緩和で、企業も農業分野に経営参入できるようになってきています。アベノミクスの成長戦略は農業分野にも企業進出を促すもので、2014年の選挙公約で成長戦略を確実に実行すると述べています。強い農林水産業を目指すという公約は、家族農業を基本とした従来の農政を転換し、企業中心の農政を目指すということが現実になってきています。そこには農地中間管理機構を設置し、農業委員会や農業生産法人、農業協同組合の見直しに着手しています。全国農業協同組合、いわゆる全農や県段階の経済農業協同組合連合会、普通、経済連と言うんでしょうけれども、そういう様式、株式会社化することによって、独占禁止法の適用で共同販売、購入が危うくなり、さらに単協に対しては、その事業から信用事業と共済事業を切り離す。そうなれば、この信用事業と共済事業を含めて総合的な事業で成り立つ農協の経営基盤が奪われることになります。農業・農村に広く事業を展開する農協を無力化することで、企業にとっては新たな市場が開かれるという思惑があり、政府が押しつける農協改革は大企業に比べ力の弱い農家が共同して営農と生活を守るといった協同組合の理念自体を否定することであり、生産農家にとってはますます深刻な状況が待ち受けているということではないでしょうか。

このような状況の中で、町の基幹産業である町内農家をどうして守り、発展させていくかは、至難のわざではないかと思えます。しかし、それは避けて通れない、そういう非常に厳

しい問題であります。これからの玄海町の発展の基礎をなすものであり、その掘り起こしから始めなければなりません。玄海町の特性とは何ぞやということなんですけれども、やっぱり生産の基盤をなす、そのところをしっかりと把握し、よく町内の状況を分析して、取り上げて取り組んでいただきたいということなんですけれども、その辺についての町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

玄海町の特性を生かした創意工夫のある活動を積極的に進めるべきではないかという御意思のお尋ねだと思います。それについて御答弁を申し上げたいと思います。

今、例にも出てまいりましたけれども、安倍首相は平成26年9月29日の所信表明演説において、大きな都市をまねるのではなく、個性を最大限に生かして発想の転換が必要だと地方に対して創意工夫を呼びかけられまして、人口減少や超高齢化など地方が直面する問題を解決するために、まち・ひと・しごと創生本部というものを創設して、大胆な政策を実行するというふうに述べられました。政府が最大のテーマに位置づけるのは、この地方創生に関連をして、私どもが非常に大いに注目を浴びているふるさと納税制度については、その積極的な活用によって地域に対する関心や愛着を深めて、交流人口拡大等のきっかけとして、地域活性化や人口減少に資する効果も期待されることから、まち・ひと・しごと創生にかなう方向性を持った税制として、ふるさと納税制度の手續の簡素化と控除額の拡大を国において検討されておるところでございます。

平成20年4月30日の地方税法改正に伴って、地方公共団体への寄附金税制が拡充をされ、いわゆるふるさと納税がスタートをし、本町も玄海町ふるさと応援寄附金として全国からの寄附受け付けをスタートいたしました。スタートから6年目の平成25年度の寄附総額は248,514千円で、平成24年度寄附総額4,108千円と比較しますと、約60倍の伸びとなっております。また、平成26年11月30日現在の寄附総額は586,897千円と、前年の総額を大幅に上回る寄附を实はいただいております。玄海町ふるさと応援寄附金受け付けをスタートした際、お礼の品としてラインナップしていましたが商品数は12品目でしたけれども、現在では寄附金額に応じて39品目のお礼の品をラインナップさせていただいており、全国に誇れる玄海町の特産品を発送させていただいております。ふるさと納税をきっかけに新たな

玄海町の特産品開発を始められて、参入される生産者も徐々にふえてまいりまして、地域の活性化にも寄与しておるところでございます。

また、平成20年度から九州大学との共同研究によって薬用植物栽培技術の研究を進めて、地域の特産品として薬用植物の産地化を図っておるところでございます。県内では伝統的に生薬を用いた医薬品産業が地場産業として独自の発展を遂げてきたほか、唐津市には複数のコスメティック関連企業が立地をしております。フランスのコスメティックバレー協会においては、豊富な資源を有する本地域を成長著しいアジア市場への戦略拠点地域として協力、連携することとなりまして、国際的コスメティッククラスターの創設を理念としたジャパン・コスメティックセンターが設立をされたところでございます。

このような中、本町の薬用植物栽培研究所は、甘草を初め、ミシマサイコやトウキ等、複数の薬用植物について研究をし、農業経営者の高齢化や耕作放棄地がふえていく中で、その解消策として薬用植物栽培を町内の新たな工芸作物として普及させ、生薬やコスメの原材料として、また、住民の健康のため薬膳料理等を推進し、地域住民の健康と所得向上を目指しておるところでございます。

それから、産業分野における本町独自の取り組みについて触れておきたいと思います。

産業全般の取り組みとしまして、既に事業を営んでおられる方が利用しやすい、先ほども申し上げましたが、平成19年度に町単独事業の玄海町元気1・2・3産業振興資金貸付事業を創設いたしました。以来7年を経過した実績といたしましては、平成26年11月30日現在、農業において貸し付け105件、融資総額192,580千円、漁業においては貸し付け9件、融資総額30,570千円、商工業におきましては貸し付け124件、融資総額331,720千円、合計で貸し付け238件、融資総額554,870千円と、多くの方に利用をいただいているところでございます。

さらに、本年4月から融資限度額の上限を引き上げて、運転資金を3,000千円から5,000千円へ、設備資金を5,000千円から7,000千円へ、運転資金、設備資金併用を5,000千円から7,000千円へ融資枠を拡大し、運用しておるところでございます。

今後も金融機関と保証協会と十分に協議をしながら、町内の農業、漁業、商工業の方々のお力となりますように支援を続けてまいりたいと考えております。

農業関係の取り組みとしましては、玄海町ふるさと発想館にて、みそや菓子、惣菜など加工販売をしておりまして、6次産業の活動を続けております。加えて、繰り返しになりますけれども、ふるさと納税のお礼の品として産品開発の機運が町内でも徐々に盛り上がってき

ておりまして、いずれ6次産業につながるものと期待をしているところでございます。

また、玄海町、唐津市、JAからつ、鏡果協の4者で立ち上げました唐津玄海地区農畜産物ブランド確立協議会において、地域産物のブランド化と販路拡大を目指して、関東、関西、北海道などで宣伝活動を行っております。各方面の市場関係者からは大変御好評をいただいております。今後ともJAからつ管内の産品を大いにアピールして、売り込んでいきたいというふうに思っております。

そのほか、新規の取り組みとしましては、平成27年3月下旬に佐賀県首都圏営業本部の協力を得まして玄海町フェアの開催を計画いたしております。後もって予算特別委員会で詳しい内容は御説明申し上げますけれども、これはふるさと納税で全国の注目を集めている、この機会に玄海町の魅力を広く発信するため、東京都中央区築地のイタリアンレストラン「ボン・マルシェ」にて玄海町のPRや地元食材を使用した料理の提供を行うものでございます。

本町としましては、ふるさと納税制度や薬用植物研究所、地域の特性を最大限に活用し、また、大きな都市をまねるのではなくて個性を最大限に生かしていく手段として、今後も生産者や地域住民の方々と協力をし、新たな玄海町の魅力の掘り起こしを行って、町民の皆様が愛着を持ち、玄海町民として誇れる玄海町であるよう事業を展開していきたいと考えておるところでございます。どうぞ御理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今の町長のお話では、玄海町にも将来、夢いっぱい希望があるというような感じの答弁でございましたですね。ふるさと納税寄附というのは、やっぱり相手側の善意に基づいてなされているわけなんですね。強制じゃなくて。だから、これがここから何年続くのか、将来的にこれが保証されているというものではないわけなんですね。世の中の情勢がどう変わっていくかということで、これもまたいつ変わるかわからない。だから、そこに基盤を置いて、これがあるからということで、それだけに頼るのも、またこれは危険だと思うんですね。

それから、町内の産業支援のために、1・2・3の貸付事業があるわけなんですけれども、これについても、じゃ、これが今言われた7年間を経過した。その中で、やっぱりこれがなかったら大変ですね。それをやっても大変。委員会でも問題になりましたように、支払いがですね、後で返納が大変だから、もっと返済期間を長くしてほしいという要望も出ているわ

けなんです。また一方、そのことを7年間続けることによって地場産業がどれだけ伸びてきたかという最終的な総括、そういう面から見ても、決してそれが伸びているとは言えないんじゃないか、私はそういうふうに見ております。内容をいろいろ見てみてですね。

ですから、それをもっと上回る形で生産力、あるいは商品価値を上げる、そういうものを本格的に取り組むべきじゃないか、そういうことを言ってきたわけなんです。そうしないと、今のままで——そういう助成をしていただくのは大変ありがたいことなんです。しかし、それが実際にこれから将来を生きていくための生産活動に本当に結びついていくのかという感じすらするわけなんです。そこまで今の国の経済情勢というのは追い詰めてきているというふうに言えると思います。

だから、農業改革で政府がいろいろとやって、やっぱり農協という共同体を根底から崩していく狙い、これは何かといえば、ちょうどTPP問題でも同じように、大企業の利益を追求するというのが一つの大きな狙いじゃないですか。民間企業ですね。ここに重点を置いて、だから規制緩和をする。そして、自由にそこで活動できるような条件を与えていく。企業が伸びれば、日本の経済は発展していくという感じですよ。しかし、それぞれの分野で、今、非常に厳しい。商店街だって、農業だって。そういうところを一つ一つ見ながら、玄海町では何が一番大事なのか。いつも言われるように、農業は玄海町の基幹産業だと。であれば、絶対にこれを潰さないという覚悟で取り組んでいかなければならないと思うんです。将来の展望をどこから見出すかということの本気で考えていかないと、今、町長が述べられたようなことだけでは将来は保証されないと私は思います。町独自のものを何かつくり出す、そういう覚悟を持った取り組みが必要だと思うんです。

3月の予算特別委員会だったですかね、そこでも、やっぱり町で一番大事なことは、町の基幹産業をしっかり育てていくことが将来の玄海町を支えることになるという趣旨のことを言われました。ですから、その気持ちをそのまま町長の本当の意味の政策として据えて取り組んでもらうということが私は大事だと思うんですけれども、その場合、いろいろと町内の事情を分析されて、ここが問題だということを押さえられているんじゃないかと思うんですけれども、来年度が総合計画の見直しになっていますね。

そこで、どう取り組まれるかということなんですけれども、それに取り組む基本的な姿勢をここで述べていただければありがたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、るるおっしゃっていただいた最後に、新総合計画の話にまとめていただいたので、ちょっと通告になかったことごさいますけれども、新総合計画については、現在、いろんなアンケートをとらせていただいている最中ごさいます。町民の皆さんの御意見を十分に私どもは鑑みながら、しっかりとした新総合計画をつくっていかねばいけないというふうに思っています。

その中で、今、おっしゃっていただいたように、私が先ほど答弁しましたことも含めて、1次産業については、ことし3月に私が答弁しましたのと同じように、やはり1次産業が基幹産業としてしっかりと町の根底を支えてくれるというのが大前提でありますから、そこから新しい産業が生まれてくること、それが併用して、町というか、産業というか、経済というのは成り立っていくのではないかというふうに考えておりますので、そのような形で新総合計画にもうたわせていただきたいと考えておるところごさいます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

来年度が総合計画の見直し時期でありますね。確かに今、いろいろとアンケートをとられております。これは毎年、そういう見直しの時期になったときには、しっかりとこれから玄海町を考えて取り組みますというのは普通言われる言葉じゃないですか。本気でそれがなるのかならないのかが、今から問われるわけなんですよね。ですから、その辺はやっばり本気で取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

3つ目ごさいますけれども、農業の生産効率を高めるために、小規模の田や畑をその地形に合った、しかも、農家の希望に沿った区画の整理も一定規模で合理的な共同経営を進めやすくするためにも、田畑の基盤整備と農道も必要に応じて整備し、農業に若者が希望を持って今後取り組んでいけるような、そういう環境整備が必要ではないか。これは私がずっと前、長野県の栄村というところでそういう取り組みをしているということを新聞報道でちょっと知っていたんですけども、今回、10月に幸い長野県の栄村に研修視察に行くことができました。隣の飯山市にも教育問題で研修をさせていただきました。

私はそういう点で、今回の研修は非常によかったなというふうに思ったのは、農業の村づ

くり、観光と農業の村づくりに取り組んでこられた村で、新聞紙上でも紹介されていたので、私の心の中にも興味みたいなものがずっとありました。平成26年で人口2,133人ですね。そのうち、年少人口が165人、生産人口が963人、高齢人口が1,005人、高齢化率が47.1%、これは全国的に共通な一つの課題として、そういう方向で進んでいるんですよ。そういうような人口減少と過疎化も進んでいるという状況ではないかと思います。

全国共通の問題を抱えながら頑張っている栄村の実情を見ながら思ったことは、そこに住む村人たちの人間関係が温かいきずなで結ばれているということが実感できました。日本でも一番雪の深いところだそうですね。時には7メートルぐらいの積雪があるということも聞きました。平年で2メートルから3メートルの積雪の中で、山里に点在する集落で24時間体制でヘルパーが駆けつけ、安否の確認と介護ができる、そういう体制づくりを目指しておられるということです。そこを称して「げたばきヘルパー」の名前がついたということなんですけれども、隣近所ならげたを履いて真夜中でも雪の中でも駆けつけられるということから、そういうふうな名前がついたということなんですね。31集落の中でのヘルパーなどの有資格者が村の社会福祉協議会に登録し、村内の集落を8地区に分けてヘルパーによるワーキングチームをつくり、24時間の介護を実現させるもので、住民パワーでもって住民による安心ネットで、高齢者が住みなれた郷土で希望を抱き、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいる村であります。

私はちょっとうちの本題からそれた形で申し上げているんですけども、もうちょっと話させていただければ、栄村が将来を見据えた産業基盤の整備に取り組まれているんですが、村単独の田直し事業、基本的な考え方として、山村、棚田地域の地形に合わせて農家が使いやすいように区画整理をする。希望により排水、搬入路等の整備を特別に行う。農家負担の軽減を図る。10アール当たり400千円以内をめどとしてやっている。それから、村の基幹産業の基盤である水田の維持、荒廃抑制、荒れた地にならないように、そういう抑制策もとる。集落営農の推進。こうした基本的な考えのもとに進められています。

農道などの道直しの基本的な考え方については、栄村独自の自然条件にあり、玄海町は積雪で困ることはありませんが、産業基盤の整備や道路整備については共通の課題であります。農地のあるところには農道が必要、このようなごく当たり前のことが、大変残念ですけども、玄海町ではできない。一定の採択基準があって、なかなか進まないですね。そういうことではなくして、普通に畑があり、田んぼがあり、そういうところには当然道路が必要なん

ですね。そこをみんなが利用しやすいようにしてやると、そういう村の温かい思いやりの中で進められているわけなんですね。受益面積5ヘクタール、道路幅員4.5メートルとか、玄海町にはそういう基準があるわけですね。そういうものではなくして、その地域の人たちの希望に合った道づくり、田づくり、そういうものが進められているわけなんです。こうした中で村人たちの将来の夢も開けてくる。私はひとり暮らし、年寄りだから、とても何もできませんよ、でも、誰かが借りて使ってくれば、これから先の村のためになるでしょうと、そういうことで取り組まれている方もいらっしゃるわけなんですね。新聞でも、そういうようなことが書いてありました。やっぱりそれぞれが村のことを思いやって、みんなで力を合わせて村をつくっていくという村だと私は思いました。

例えば、予算の問題にしても、仮に公債を借りてやるというようなときにも、予算書、決算書についての村人に対する説明、これも本当に丁寧ですよ。これはこうこうこういうわけでお金を借って使いました、この金はこうこうこういうことでちゃんと払いましたとかですね、ちゃんとした予算形式はあるわけなんです。それとは別にそういう形の説明をして載せてあるんですね。ああ、ここまでやっぱり村民との結びつきというか、信頼関係というか、そうすることによって村のお金の使い方というものがよく見える。納得できるような形で説明してあるわけなんですね。やっぱりそこまで行くと、本当にこの栄村という村がどういった人たちが住んでいる村なのかということがわかるような気がします。大きなことは言えませんが。

そういうふうな地域の住民から親しまれる、本当に喜んでもらえる、そういうことをやっぱり玄海町も本気でやるべきじゃないのか。それが玄海町にはないとはっきり言いはしませんけれども、できるだけそういうことで取り組んでいただきたい。

極端に一つの例を言えば、「あすぴあ」の問題なども町民としてはやっぱり不満ですよ。なぜあれだけの金を使って、しかも、毎年1億円近くの金を払わなければならないのかという見方はやっぱりあるわけなんです。そういうところもしっかり反省すべきところはして、新たにこれから町民の心をつかんで行政を進めていくという姿勢に立ってやっていただきたいと思うんですけれども、町長のこれからの行政についてのかかわり方というものについてひとつ伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員さんからは、もともとの通告の質問より少し形がずれましたので、私もひよっとしたら答弁がずれるかもしれませんが、その点は御理解をいただきますように。

それから、今おっしゃっていただいたように、栄村の人口は2,000人でございますから、もちろん環境も違います。栄村は海にも面しておりません。それ以外の部分でも玄海町と栄村を同等に比較するのは私はいかかなものかというふうに実は考えております。と同時に、先ほど藤浦議員さんがおっしゃっていただいたように、玄海町独自の何かをやらなければいけない。栄村のまねをすることがいいことだとは私は思いません。ですから、それは独自なものを今後考えていきたいというふうには思っておりますけれども、通告にありました田畑の基盤整備についてから、まずお答えをしていきたいと思えます。

農地の整備につきましては、国においても昭和38年に圃場整備事業の創設、昭和52年に土地改良総合整備事業の創設がなされ、全国的に実施されてきたところでございます。全国の農地の整備状況としては、田が250万ヘクタール、畑が210万ヘクタールのうち、田んぼ155万ヘクタールが30アール程度以上に区画整理されて、畑44万ヘクタールでかんがい施設が整備をされております。佐賀県においては、田んぼが4万3,500ヘクタール、畑が1万200ヘクタールのうち、田んぼが3万5,800ヘクタールが30アール程度以上に区画整理され、畑5,100ヘクタールでかんがい施設が整備をされておるところでございます。

また、町内農地の整備状況としましては、上場土地改良事業によりまして、昭和55年度の県営普恩寺地区から始まりまして、平成18年度の棚橋地区の整備を最後に終了いたしております。

概要としましては、町内の全農地面積、これは965ヘクタールのうち、田んぼが209.4ヘクタール、畑が153ヘクタール、この合計が362.4ヘクタール、このうち約38%が整備完了しております。町としましては、要望がありました地区、それから、大規模な圃場整備が考えられる地区につきましては終了しているものと認識をいたしております。

しかしながら、町内には圃場整備ができなかった棚田形状になっている農地が多数点在をいたしております。御質問のとおり、このような中山間地域が農業の生産効率を高めるための妨げになっているのではないかというのは藤浦議員もお考えだというふうに思います。

一方、このような中山間地域の小規模な農地整備事業につきましても、国庫補助事業のメニューで農業基盤整備促進事業というものがあまして、採択要件は当然でございますけれど

も、区画整理と耕作道路の整備もできる事業がございます。ほかに国庫補助事業の対象にならないものという要件がございますが、県単独事業でさが農業農村振興整備事業というものがございまして、こちらも農地の整備ができる事業ですが、御要望がありました際には担当課に協議、検討をさせたいというふうに思っております。

農道の整備も、藤浦議員御指摘いただいたように、材料の支給もさせていただいておりますし、随時これも考えさせていただきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

栄村と玄海町はいろいろ条件が違う、玄海町は玄海町独自の立場でいいものをつくっていくということなんですね。もちろん、それはそうですよ。しかし、共通するものがあるわけなんですね。住民とのかかわり合いというのは、やっぱり学ぶべきことがあると思うんですね。それ以上に違うものも、それはさっき言ったようなこともあるわけなんですから。だから、その点はその点として、ちゃんと正していくという立場で取り組んでいくべきだと思います。

かなり大きな分野の仕事を言われましたよね。上場開発に始まって、県単でやるとか、そういうものもありましたし、そういうものについては私も当時から産業課長であった、名前までは言いませんけれども、その方と結構議論しました。九十何%は補助があるよ、こういうことでやらないのはもったいないじゃないか、あんたたちはどうかしておるよというふうに言われたわけなんですね。それもちょうど今、TPPの問題がありますよね。それから、農業改革の問題も出てきておりますよね。今後、これからの農村がどう変わっていくのか、そういう先の状況、将来どうなるかということだったんですね。米の輸入自由化も始まっていた、そういう時期に、将来、果たしてそれに参加して農業がよくなるかという疑いを私は持っておりました。だから、地区の中でも私は参加しませんとはっきり言ったんですよ。そしたら、ほかの人は、それはちょっとおかしいばいと言われていたんですよ。いや、あなたたちは入っていいですよ、私はそう思いますから入りませんということだったんですね。そしたら、いつの間にか皆さん方も入らないということになってしまったんですね。条件として、やっぱりうちの地区は大規模に拡張できるような、そういう条件じゃないわけなんですよ。しかも、今現在を見てみると、そうした事業が大変大きなおもしろになって農家が苦し

んでいるというのが実態じゃないですか。

こういう点は、やっぱり将来を見通しながらやっていくということなんですよ。だから、町で取り組む場合も、ただ単に国がやった、これでちゃんとやってきたぞということではなくして、やっぱりやるのはやっても、その中でもいろんな問題がまだ残っているわけなんですよね。100%解決するわけじゃないわけなんです。だから、その辺に細かに気を配って、こうやって、ああやってと、一つ一つ立地条件をちゃんと整えていくような、そういう政策が私は必要ではないかという立場で言っていたわけなんです。

ここには栄村で取り組まれた田直しがかなりな面積、出ているわけなんです。農道整備で4,367メートルでしょうかね。暗渠排水とか、整備後の圃場の内訳とかあるんですけども、例えば、23枚のものを7枚にした、17枚を5枚にしたとかですね、そういう細かな計画でずっと寄せ集めて経営がしやすいように作り上げてきた。それは長年かかって、こつこつと村の財政のできる範囲でやってきているわけなんです。これが結果としては村民に喜ばれるような形になってきた。でも、やっぱり今の情勢というのは厳しいということなんです。

そういう点を小さなことと受けとめるのか。そういう積み上げが本当の農業をつくっていくんだと私は考えております。そういう点から見ると、やっぱり大ざっぱに大きなものは取り上げる、小さなものはちょっと待ったというふうなことでは余りよくないんじゃないか。それなりに各地域から希望があれば、それに対応し、一步でも二歩でも玄海町全体を考えてやっていく、それが積もり積もって大きなものになっていくというふうに私は考えます。

ですから、私が言うのが全てじゃないですけども、やっぱり町は町なりの独自性があるといいと思うんですけども、町民の心とつなぎ合うような、そういう姿勢で取り組んでいただきたいという点を基本的には申し上げたいと思います。

次に、原発問題について伺っていきます。

避難計画の信頼性についてということなんですけれども、この件については、これまで繰り返し質問をさせていただきました。この避難計画の対象自治体が135市町村のうち、約4割が避難計画策定のめどが立っていないと言われていています。再稼働の一番手に上がっている鹿児島川内原発の地元9市町や福島、玄海、伊方、島根、東通、泊原発の地元では全て策定済みと言われてはいますが、いずれも机上の作文で、原発の過酷事故時に果たしてまともに対応できるのかというふうに見られているわけであります。そういう点については、かなり疑

問視されている点があるようであります。

このような計画について、原子力規制委員会は原子力災害対策指針を策定していますが、防災計画は自治体任せにしています。新規制基準では、過酷事故時に放射性物質を放出——ベントと言いますかね——することが想定されていますが、そのときに住民の被曝が避けられるかどうか、原子力規制委員会は検証もないままに再稼働を認めようとしています。自治体における防災計画の整備状況を政府が厳しく検証し、住民の安全が十分に確保できないときには原発の再稼働を認めないことが本来の原子力規制委、行政の役割ではないかと思いません。

ところが、政府も規制委員会も地元住民の命のとりでである避難計画は地元自治体任せであります。科学的見地から規制委員会ですっかり検証されるべきであります。そうした取り組みについて、政府に対してもそういう点をしっかり求めていくべきじゃないか。ちゃんと検証すべきじゃないか。そして、その中で問題点をちゃんと出して、さらに検討していくと、そういう手順でやるべきじゃないかと思うんですけれども、その点についての町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦議員の御質問にお答えしたいと思います。

本町の地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、国の防災基本計画、県地域防災計画及び原子力災害対策指針の内容を反映させて策定いたしております。また、防災基本計画及び原子力災害対策指針の見直し等によって地域防災計画の見直しが必要な場合には、随時、見直しを行っております。

自治体任せではないかということですが、国におかれては原子力災害対策指針で技術的、専門的事項を示されておりまして、ことし10月14日付で内閣府の中に約50名のスタッフで原子力防災専従チームを新設され、自治体の防災計画や避難計画を支援する体制をとられております。また、国、佐賀県、長崎県及び福岡県でワーキンググループをつくって、広域避難等に関する検討も行われているということも聞いております。防災計画、避難計画に関与されないということではないと考えておるところでございます。

次に、規制基準では過酷事故時に住民被曝が避けられるかどうか、原子力規制委員会は検

証しないまま再稼働を認めようとしており、町として検証を求めるべきではというようなお尋ねもありましたので、これについてもお答えしておきたいと思います。

新規制基準につきましては、我が国で原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者の中から選ばれた委員で構成をされる原子力規制委員会で、福島第一原子力発電所の事故の教訓や世界の最新の知見を踏まえて策定をされたものと私どもは理解をいたしております。この基準に基づいて、迅速かつ適正に審査を行っていただきたいというふうに考えておるところでございます。このことについても、国に対してはこのようにも申し上げておるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

規制委員会というのは専門委員会、その中でいろいろ検討されて、今の再稼働に向けてその適合性を審査されているということなんですね。しかし、その規制委員会のメンバーの中には原子力産業と結びついた、いわば金銭的な形で関係のある人も含まれているということも聞いております。もしそうであれば、やっぱりこれはまずいんじゃないか、そういう点を1つは指摘されるところじゃないかと思えます。

もう1点は、規制委員会は、私たちは規制基準に適正に適合しているという点をしっかり審査をしているところであり、しかし、原発の再稼働については私たちの言う立場じゃないということをおられるわけなんですね。しかも、100%審査をしたとしても、リスクは残る、万が一の危険は避けられないということをおられますね。政府は政府で、再稼働を決めるときには規制委員会の適合性の審査が通れば、それはそれでいいと。同時に、住民の同意を得て取り組むというふうな形で、川内原発でも経済産業省からわざわざ出向いて地元説得に当たられたということもあります。だがしかし、それが本当の意味でそうになっているのかという問題ですよ。川内原発でもかなり反対があった。そして、時間がないからといって一方的に打ち切ってしまった。しかし、それは結果的にはそこでは承認されたということになるわけなんですね。

こういうことがまかり通っていいのか。とすれば、国も信頼できないというふうに言わざるを得なくなってくるわけなんですね。しかし、そうじゃなくて、本当に客観的に誰が見てもそうだという納得できるような説得の仕方もあると思うんですよ。そこがやっぱり欠けて

いるし、しかし、それにしても、防災計画、あるいは避難計画というのは、精いっぱいやってもなかなかそれが実効性のあるものにはなり得ない、これが現状じゃないですか。例えば、玄海町から避難者を移送する。5キロ圏以内でも3,760名ですか、そういう人たちが実際には移動していく。その中で、この前も計算したら、ちょっと紹介しましたけれども、唐房に着くころはかなりパニック状態になっているんじゃないか。玄海町だけじゃないわけですからね。隣の唐津だって5キロ圏内の人たちは移動するはずですから。そういうものを一つ一つ詰めて、やっぱり検証していく必要がある。本物にしていく必要がある。

だから、私はここでちょっと聞きたいのは、そういう移動の中で大体時間的にどういう経過をたどっていくのか。やっぱりリアルタイムで紹介してもらえば、なおわかると思うんですけども、集合してもらって、それから避難を始める、避難を始めて行動していくときに、動き出して、どこまでで大体どれくらいかかるのか。新聞では小城まで着くのに30時間という数字が出されておりました。しかし、途中でどういうふうに動いて、それが計画されているのか。スムーズに行くということになるのかどうかですね。非常に中間ではパニック状態の可能性もある。一旦、原発事故が大衆に知れていけば、それなりの行動を自発的に起こしていくと思うんです。いや、ここはだめだ、まだ待てと言っても、焦る人は出ていく。そういう人も中にはあるんですよ。そういうときに問題が起こってくる。そういうものを予想しているのか。これは専門家の会議の中でも、そういうことが指摘されておりました。

そこまで最悪の事態を考えて防災計画はつくるべきだ、避難計画もそうすべきだということなんですけれども、実際にリアルタイムで見た場合に、そこら辺はちゃんとした計画があると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

避難時間はどれくらいかかるのかというお尋ねだと思います。

避難時間については、ことし4月30日に佐賀県がP A Z及びU P Zの住民がそれぞれ避難する時間を避難方法や自主避難率などの条件を変えて試算をした避難時間推計シミュレーションを公表されております。この中で、P A Zの住民が30キロ圏外へ避難し、その後、U P Zの住民が30キロ圏外へ避難する基本的なケースでは、仮にU P Z全域でO I L 1、これは毎時500マイクロシーベルトを超える空間線量率が測定されて避難指示があった場合で

も、原子力災害対策指針で示されている1日以内、24時間以内に避難が可能という結果になっております。また、最大のものとしては、観光ピーク時、例えば、唐津くんちとかを想定した32時間5分という結果になっております。このケースは、指定されたルートが渋滞をしても、それ以外を通らないとした前提になっておりまして、同じ観光ピーク時での想定でも渋滞の状況などからその他のルートも通ることとしたケースでは、より短い避難時間になるというのが試算の中で示され、指定されたルートを通ることを基本としながらも、渋滞状況などからその他のルートを通るような対応も行っていきたいというふうに考えております。

また、このシミュレーションの結果を踏まえて、より円滑な避難ができるように、今後も引き続き県と連携をして、避難計画の必要な見直しを行っていきたいというふうに考えておりますし、車の渋滞等については、県の地域防災計画の中で県警において避難誘導、交通規制等、必要な措置を実施されることというふうになっておるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今の避難計画で一応の行程はちゃんと整備しながら、そういうふうな計算がなされたと思うんですけども、佐賀県の担当者の方の説明を受けながら、専門の方が3名やったですかね、そして、福島のほうの町長さんが1人おいでになったと。その中で、結果的におっしゃったことは、まだ緒についたばかりだなということですよね。実際にこれをやってみると、いろんなことが起こってくる。交差点で車が行き交うですね。そして、もうよかろう、もうよかろうと待った車がちょっと出てきたら、前にはまって通れなくなる。そしたら、また前にたまっていく。後ろからも押してくる。そこでふん詰まりだというようなですね、具体的にそこら辺はお話をされていたわけなんですね。

だから、そういうことが本当におっしゃるような形でスムーズに避難ができるのかというのが、専門家の方から見ればまだまだ大変だなということです。さっき玄海町も含めてこういう策定がされているということだったんですけども、それは絵に描いた餅じゃないかというふうに言われているんですけども、やっぱり実践的にためになる防災計画でなくてはならないと思いますよね。

玄海原発で炉心溶融を起こすような、そういう過酷事故が起きた場合に、約20分ぐらいで

炉心溶融が起きると。原発事故が起きてから20分ぐらいで、そうなる。そして、90分ぐらいでメルトダウンが始まるというふうに、これは九電の説明でそうなっていると思うんですけどね。そうなってくると、20時間、30時間ということになると、風の強さもありますけれども、果たして放射能の被害を受けなくて避難できるのかというのが出てくるわけなんですよね。そこら辺をやっぱり真剣に検討する必要がある。避難計画がまともでなければ、やっぱり再稼働はすべきじゃないということなんですよね。

アメリカの原発でも、避難計画がまともでできなかったために新しくつくった原発が稼働しないまま残っている。それくらい厳しい基準で抑えるわけなんですよね。そうでなくては、人の命にかかわる問題ですからね、簡単にはできないはずなんです。そこら辺を、口では簡単に言われるんですけども、そういうものじゃないなということをやられているということをお願いしておきたいと思えます。

それに対して、いや、こういうことがあるんだ、ちゃんと方法はあるんだということであれば、ここでお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほどの答弁でも申し上げましたように、我が国で原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する人たちの中から選ばれた委員で構成されております原子力規制委員会が、福島第一原子力発電所の事故の教訓や世界の最新の知見を踏まえて、原子炉の設計を審査するための新規制基準、それから、原子力防災対策に係る専門的、技術的事項を規定した原子力災害対策指針を策定されております。この世界最高水準と言われる新規制基準に基づいて発電所の適合性の審査が行われておりまして、審査に適合して安全性が確認された発電所については、速やかに再稼働してもらいたいと私としては考えております。

住民避難計画につきましては、国の原子力災害対策指針を踏まえて、30キロ圏内の住民の方が避難できるように県と県内市町で調整を行って、広域の避難計画の策定を行っているところであります。指針の見直し等によって計画の見直しが必要な場合には、国や県と連携をして必要な見直しを行っていききたいと私としては考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

見直しをする必要があるときには国、県と相談して見直しをする。じゃ、今の段階では見直しをする必要はないという立場なのでしょうか。やっぱり問題があるという考え方でしょうか。その辺をちょっと伺います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今現在、防災計画を策定してお示ししておりますので、この計画に沿って私どもは一生懸命防災を図っていききたい、それから、避難を図っていききたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今の防災計画は、はっきり言って、まだ完備していないということですね、まだそういう過程であるということですね。

それからもう1点、相変わらず避難場所は小城ですね。ほかにはないですね。例えば、北西の風が吹いたときに、恐らくそっちの方向に行くと思うんですよ、避難場所のほうに。そういうときにどうするかと、これはずっと言っているわけなんですね。あなたがかかれてからは余り何回もしていないですけども、ずっと前の町長から言っているわけなんですけども、その辺はどうですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員さん、風向きについてお尋ねをいただきました。

県及び市町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合につきましては、県が中心となって都道府県との調整や市町間の調整を図るものとなっております。現在の避難計画については、30キロ圏内の住民が避難できるように、県と県内市町で調整のもとに広域の避難計画の策定を行っております。

原子力災害時の住民避難については、原子力災害対策指針において、P A Z内では基本的には放射性物質の大量放出前の原子力緊急事態宣言が発出された段階で予防的に実施すること、それから、U P Z内においては原子力緊急事態宣言が発出された段階で、まずは屋内退避を実施した後、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、毎時500マイクロシーベルトを超える地域は1日以内に、毎時20マイクロシーベルトを超える地域は1週間程度以内に避難することとされております。

P A Z内の住民の予防的な避難については、基本的には放射性物質の大量放出前の早急な避難を想定しておりまして、短い時間の中で避難経路、避難場所を変更すると、十分に周知できず混乱を招き、かえって時間を要するおそれがあることから、避難経路、避難場所の変更は適当ではないというふうに考えています。一方、U P Z内などにおける緊急時モニタリングの結果を踏まえた避難については、放射性物質の大量放出後の避難となることが想定されておりまして、また、基本的には一定の時間的な余裕があると想定されるため、避難経路、避難場所についても安全性を確かめる必要があるというふうに考えております。

避難は放射性物質の放出前に行うので、直ちに避難所が使えなくなるということはないと考えますけれども、モニタリングを行って、これが避難すべき放射線量に達した場合には、県と調整を行って、別の避難場所に避難していただくことを考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

都合のいいお話ですね。避難するところが適当でないというときには、そのときに別に判断してやる。しかし、そのときになってできますかね。結局、県内のそれぞれの市町の境界を越えて避難をするわけなんですね。避難する計画はそこに行かねばできない。放射能がそっちに流れても、そっちに行かなければならない。そのときになって判断して、果たして避難できますかね。その辺は事前にしておく必要があるは。また、できるはずなんですよ。できるはずなんです。それをなぜしないのか。そこが、そもそも原発事故はないということが前提になっているんじゃないですか。そうしか思えないです。

いろいろ細々と説明されましたけれども、しかし、現実には起こり得ることなんですね。そして、こういう防災計画というのは最悪の事態を想定してつくるべきです。中途半端なことじゃないです。それは一旦最悪の事態をして決めておけば、小規模であればそれなりに逃

れる、中程度であればそれなりにまた逃れることができる。しかし、過酷事故が起こって、風が向こうの真っ正面に吹いていくという事態だって考えておかなければならない。私たちが3回、風船プロジェクトで風船を飛ばしたんですけれども、ほとんど向こうですよ、佐賀のほうですよ。そういう事実がはっきりしているわけなんです。にもかかわらず、なかなかそっちに検討を始めない。設置しようとしなない。これはどういうことなんですかね。初めから原発事故は起きない、とにかく再稼働しなきゃいけない、ただそれだけじゃないですか。私に言わせたら、そういうふうには見えません。これでは本当の防災計画になりませんよ。はっきり言うておきます。

だから、もっと住民の命を大切にすることをお前提につくっていただきたい、このことだけをしっかり申し上げておきたいと思います。もう時間が来ました。私はこれで終わらせていただきます。

一言だけですね。これからの玄海町の将来を考えた場合に、産業の面であれ、特に玄海町は原発を抱えております。そして、玄海町だけじゃなくして、原発事故というのは周辺市町にもいろいろな悪影響を与える可能性があります。そういう点を考えれば、今のような避難場所は1カ所でいいはずがありません。やっぱり佐賀県内の住民というのは私たちの同じ同志なんです。そういう人たちのことも真剣に考えて取り組まなければならないと思います。だから、これからもっともっと本当の意味で、本気でそういう防災計画についても、避難計画についても取り組んでいただきたいということをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上田利治君）

以上で藤浦皓君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午前10時32分 散会